

第三次産業における労働安全衛生活動の促進に係る 東京労働局と東京都社会保険労務士会との協定について



【主旨】

- ・ 労働災害全体の約6割を占める第三次産業では、労働災害が増加傾向にある。
- ・ 第三次産業では労働災害防止の取組が必ずしも十分とはいえないため、社会保険労務士より中小企業の事業主に対して労働災害防止対策の重要性や具体的な取組方法について助言いただくことにより、第三次産業の事業場における安全衛生活動の促進を図ることとする。

【連携事項】

- ・ 経営トップによる安全衛生方針の表明に関すること
- ・ 事業場における安全衛生担当者の配置に関すること
- ・ 労働者に対する安全衛生教育に関すること
- ・ STOP！転倒災害プロジェクト等、事業場における安全活動に関すること
- ・ 事業場におけるメンタルヘルス対策及び健康確保措置に関すること
- ・ その他第13次東京労働局労働災害防止計画の推進に必要な事項に関すること

連携の実施体制

東京労働局

- ・ 社会保険労務士に対する講習会等の実施
- ・ 社会保険労務士会が会員に対して実施する講習会への支援
- ・ 事業場における取組事項を明らかにしたパンフレット等の提供

東京都社会保険労務士会

- ・ 事業場に対する指導、情報提供
- ・ 労働災害防止の取組を行う必要性についての理解促進
- ・ 関係法令の遵守状況の確認、改善指導
- ・ 労働災害防止に係る各種窓口の紹介

都内中小企業等

- ・ 事業場における労働安全衛生活動の活発化

事業場に対する指導等は
会員である
社会保険労務士が実施

業種別死傷災害発生状況の推移（休業4日以上）

